

多久の住まい探しに

## 「住・多久・情報」無料配布中

4月から施行された市定住促進条例に即応するかたちで、多久市商工会建設部では、会員が取り扱う、分譲宅地、売り家、戸建て賃貸、アパート等を取りまとめた、「住・多久・情報!!」を無料にて配布しています。市内で住宅をお探しの方は、ぜひご利用ください。

■配布場所

多久市商工会（北多久町砂原）

☎ 75-2144

FAX 74-4090



■問い合わせ

まちづくり部 経営統括室

☎ 75-2132

## 社会保険相談が変わります 年金相談が予約制に変更

平成19年7月より年金相談の予約制を開始します。

なお、平成19年10月からの年金相談は「完全」予約制といたしますので、相談を希望される方は、必ず事前に佐賀社会保険事務所への予約をお願いします。

予約は、「1カ月前から相談日の3日前まで」に佐賀社会保険事務所へ来訪、電話（担当・年金予約係）によりお受けいたします。  
本人が来られない場合は、委任状

と来訪される方の身分を証明するものをご持参ください。

◎社会保険相談

場所 市役所 1階小会議室

日時 毎月第1・3水曜日

10時～15時

※いずれも休日の場合を除きます

■問い合わせ

市民生活課 国保年金係

☎ 75-6116

佐賀社会保険事務所

☎ 31-4191

届出・点検・清掃・検査が必要です

## 貯水槽水道設置者の方へ

水道法および市の給水条例では、すべての貯水槽水道（水道水を貯水槽を通じて給水している施設）の管理責任は設置者となっています。小規模貯水槽水道（貯水量が10㎡以下のもの）も、徹底した管理責任が求められるので、設置者は次のことを行ってください。

①届出

小規模貯水槽水道を設置または廃止したときは、必ず水道課に届出を行ってください。

②点検

水が汚染されることのないよう清潔に保ち、定期的に点検を行ってください。

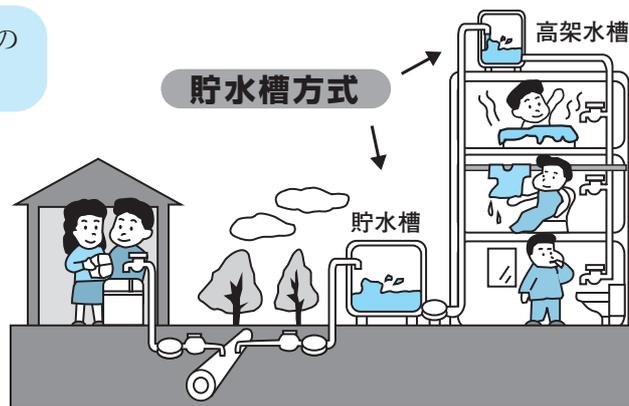
③清掃

年1回以上定期的に、専門知識・技能を持った業者に依頼し点検を行ってください。

④水質検査

蛇口で色・濁り・臭い・味など、水質検査と残留塩素測定を定期的に行ってください。

なお、受水槽の有効容量が10㎡を超えるものは、「簡易専用水道」として、これまでどおり水道法で定められた管理を行ってください。



貯水槽の有効容量により、次の2種類に分けられています。

貯水（有効容量）が10㎡以下のものを  
**小規模貯水槽水道**

条例規制あり

貯水（有効容量）が10㎡を超えるものを  
**簡易専用水道**

法規制あり

■問い合わせ

水道課 管理係

☎ 75-3003